

## 地域環境保護と個人情報(下)

覺 正 豊 和

### 4. ヨーロッパにおける刑事情報公開

#### (1) イギリス

イギリスにおける性犯罪者の情報公開を求める世論は、2000年7月1日、ウェスト・サセックス州でサラ・ペインちゃん当時8歳の少女が誘拐、殺害された事件を契機として高まった。サラ・ペインちゃんが祖父母の家へ帰る途中に行方不明となり、警察の必死の捜索にもかかわらず16日たつて道路脇で全裸死体で発見された。全裸だったことから性的倒錯者によるものとみられ、捜査当局の前科リストからロイ・ホワイティング被告の名前が浮上し、同被告が逮捕されたが決定的な証拠がみつからず釈放された。しかし、12月13日、被告の車から発見された1本の髪の毛がDNA鑑定の結果ペインちゃんのもので判明したこと、さらにペインちゃんの遺品の靴に被告のウェストシャツの繊維が付着していたことなどから被告の犯行の決め手となり、一応の終局を迎えた。

ロイ・ホワイティングは、1956年生まれで、17歳のとき母親が家をでて以降、父親とともに暮らしていた。1986年に結婚したが1990年に離婚、1995年に9歳の少女誘拐事件・暴行事件を起こし、禁固4年となったが、2年後には釈放された。ホワイティング被告は、幼児性愛者で前回の誘拐事件

の折り、精神科の専門医から再犯の可能性の高い要注意人物と警告されていたという<sup>#1</sup>。

この性犯罪者の犯行をきっかけに、イギリスの最大の発行部数を誇る日曜紙ニュース・オブ・ワールド紙は、7月23日、30日の紙面で性犯罪歴のある83人の顔写真や居住する市町村名などを一覧掲載し、イギリス国内に11万人いると言われる性犯罪者の全氏名公開キャンペーンを開始することになった。しかしながら、犯罪に無関係な人物の氏名が誤って掲載されたり、実名を公表された人物の自宅周辺を一般市民が襲う事件が各地で続発し、自殺者2名を出す事態になったための同紙は8月4日実名公表の中止を発表した<sup>#2</sup>。

その後、イギリス内務省は、性犯罪者に関する情報を地域住民に公開するため、法制化に着手する方針を表明した。これは、性犯罪者の実名などを一覧掲載するキャンペーンを行った日曜紙ニュース・オブ・ザ・ワールドがそれを中止すると発表したことに対する交換措置で、大衆紙による過激なキャンペーン報道が、世論の動きに敏感なブレア政権の司法制度改革を促したものといえよう。ポール・ホーテング内務担当閣外相は声明で、「性犯罪者の情報公開を求める運動は重要な議論を提供し、法制化の真剣な検討を要求している。この点に関し、政府は緊急に対処する」と明言、性犯罪

者居住の有無などを地域住民に公開する新制度の制定に向け、検討を開始する考えを示した。法制化に当たっては、1996年にクリントン米政権が導入し、州当局に性犯罪者の犯歴を地域社会に通報する義務を定めた「ミーガン法」と同様なものを、「サラ法」として制定することを政府に迫るものであったといえる。<sup>註3,4,5</sup>

しかしながら、性犯罪者を監視する警察や保護観察当局や更生支援団体からは、「前歴者が身を隠せば、犯罪を助長する。」「再犯防止努力を困難にする。」などの主張のもと同紙のキャンペーンを批判した事実も存在する。

## (2) ベルギー

イギリスの子どもに対する性犯罪者の前歴者リスト公表に踏みきったことにつづき、ベルギーにおける性犯罪者に対するメディアの扱いはどうであろうか。おもにベルギーの雑誌「調査者」(本社ルクセンブルク)は、紙上とインターネットにより子供に対する性犯罪者の被告と容疑者50人の実名を公開した。この対応について人権団体から批判が相次ぎ、地方裁判所は同紙の出版差し止め命令を出した。調査者の狙いはリストを公開することにより性犯罪者の取締りの強化を促すことにあった。しかし、子どもの人権を擁護する団体である「子どもフォーカス」は、リスト公開により性犯罪者が逃亡すれば捜査が困難になると批判している。

ベルギーにおいては、近年、子どもへの性犯罪に対して敏感になってきている。それは、1996年に幼児ポルノや性的対象とする少女の誘拐殺害事件が起き、ベルギーを本拠とする国際的少女誘拐網の存在が明らかになり、捜査ミスのため、その矛先は政府に向けられ政治問題になったことによるといわれている。これを機にベルギーでは官民

一体の性犯罪対策が進んでいったのである。

また、1998年には政府と企業の出資により、児童の行方不明事件に独自の捜査を持つ民間団体が設立された。さらに、同団体と警察が性犯罪や失踪者捜査状況を報告するテレビ番組も定着した。このように欧州においては、子どもへの性犯罪を社会問題として捉え政府が世論を考慮して刑罰加重に動く傾向にある。

こうした傾向に対して、ブリュッセル自由大学のクリステル・ベイエンス教授(犯罪学)は、実名リストの公表は、性的犯罪者の社会復帰を阻害し、かえって犯罪の危険を増すと批判的である。また、社会的弱者である子どもへの犯罪に対して親が過敏になるのはあたりまえのことであり、当然既刑囚の保護観察が適切に行われることが安心感につながると指摘している<sup>註6</sup>。

## (3) イタリア

イタリアの日刊紙「リベロ」は2000年8月23日付紙面で、子どもに対する性犯罪で有罪判決を受けたことのある16人(うち女性4人)の実名、量刑、犯行概要を公表した。顔写真や現住所は掲載しなかったものの、同紙のフェルトリ編集長は、子どもを守る手段を提供する措置であると述べ、性犯罪者の累犯率の高さなどを根拠にキャンペーンを続けていくことの方針を出した。

しかし、こうしたキャンペーンに対して政府や言論界からは次のような批判が相次いだ。「犯罪に対する制裁は、司法制度に基づくべきものである」、「実名公表は、紙面の売上だけを考えた商業主義だ」というのがおもなる批判である。

リベロ紙が実名公表に踏み切ったのは、国内において2日連続で4歳の少女と8歳の児童が北部と南部において性的暴行を受け殺害されたからで

## 地域環境保護と個人情報（下）

ある。事件後、死刑制度の復活や性的犯罪者を去勢すべきだという意見が出され、性犯罪の取締りの強化が求められてきた。また当然に国民の中にはリベロを支持する人もいる<sup>#7</sup>。

### (4) フランス

フランスでは、2000年3月仏共産党機関紙「ユマニテ」が、オランダ人の性犯罪者がコンピュータに470人もの子どものポルノ写真を所蔵し、売りさばいたのを暴いた。衝撃を与えたのは写真の子どもの国籍が欧州全体に拡がっていることだった。1989年に制定された18歳以下を対象とする子ども人権国際協定に批准している国は現在156ヶ国になる。フランスをはじめとする西欧諸国は協定に調印しているが、西欧の性犯罪者たちはスリランカ、カンボニア、タイなどのアジア諸国への子ども買春ツアーを組織している。外国での行動を取り締まれる可能性は低く、フランスにおける裁判へ持ち込めたのは8人のみである。子どもの人権擁護団体の「子どもの声」のパリ本部のマルティヌ・ブルース氏は、「ドラックと違い成人であれ、未成年者であれ、犯罪組織にとって売春は投資も少なくてすみ、摘発されても罰則が甘いので歯止めがきかないと指摘している。元来、西欧諸国においては、キリスト教社会であることから、子どもを性的対象とすることは、タブーだったゆえに、子どもに対する性的犯罪はありえないという社会全体の黙約が、おぞましい現実になってきたのである<sup>#8</sup>。

## 5. 地域環境保護と個人情報公開についての問題の検討

ニュージャージー州ハミルトンで、1994年7月に

ミーガン・カンカちゃん当時7歳の少女が性的・暴力を受け殺害されたことを契機に、常習的な重い性犯罪者の存在を地域住民に公知することによって地域住民が性犯罪者の被害にあわないようにするためのミーガン法が制定され<sup>#9,10,11</sup>、やがて、この動向はイギリスをはじめとするヨーロッパ諸国に普及していったことはすでに述べた通りである。

ところで、本稿は、ミーガン法の制定が子どもを性犯罪者から守るために、性犯罪者に関する犯罪歴を、地域住民に公開することで地域社会の安全を図ろうとすることが、個人のプライバシーとの比較衡量から許されるかを考察しようとするものであった。性的犯罪者で有罪歴があり、再犯の可能性のある者の実名や写真といった個人情報を市民の生命、健康、地域の安全や生活または財産の保護および価値づけられると考えられるものの防御のためには、たとえ個人情報であっても開示することが許されるか否かの問題である。いわゆる業務的公益開示事項と認められるか否かの価値判断であり、近年、もし、業務的公益開示事項であれば個人のプライバシーの保護よりも優先されるべきとの見解も示されているところである<sup>#12</sup>。いうまでもなく、ミーガン法等にみられる役割は、性的犯罪者の個人情報を地域社会(コミュニティー)の住民に公示し、個人情報を提供するものである。しかし、公示内容や方法はアメリカにおける州や国によって相違があることや、また、実際に公示内容や方法が変更された事実も存在し、いまだ試行錯誤段階にあるともいえよう<sup>#13,14</sup>。

そこで次にミーガン等の制定における特徴を整理してみると、①これまでの刑事司法過程の枠組の中で促えることのできない犯罪対策であること。すなわち、関係当局は、犯罪情報を公知すること

によって、地域住民みずからが、常習的な性犯罪者と関わっていかざるをえない状況におかれるという、ある意味において自己救済という自己責任へと展開していくものである。②近代民主主義国家において確立されている刑事責任原則を変更したものである。すなわち、公開そのものがいわば、罰則に等しいものとなっている。③憲法上保障される個人のプライバシー概念を常習的な性犯罪には認められないとするもので、いうまでもなくミーガン法は個人のプライバシーを地域住民に情報開示することを、立法主旨としているなどが挙げられる。

ミーガン法は、制定当初からいろいろな課題をかかえていたと太田和敬氏の「ミーガン法の研究」<sup>註15</sup>では指摘されている。たとえば、「アメリカ憲法の修正条項における、事後法による刑罰の禁止、二重の刑罰の禁止、残酷な刑罰の禁止、そして、刑罰を科す場合の適正手続の遵守等の規定に違反するという見解が人権団体や人権派の法律家から寄せられている。ミーガン法は、住民への情報開示を規定しているもので情報開示自体がプライバシー侵害の可能性があり、情報開示がされることによりさまざまな不利益を受けることになりかねない。また、就職の機会や住居の賃貸契約を著しく妨げられることから生活が脅かされることにもなる。また、住民からはさまざまな妨害を受けることもあるし、本人だけではなくそうした被害が家族にも及ぶこともある。これらが刑罰であるか刑罰ではないのかによって、さまざまな問題が提起されてくる。いうまでもなく、ミーガン法は、法の施行以前に性犯罪を犯した者も情報開示の対象にしている。したがって、事後法の適用の疑いが生じることになり、情報開示が事実上の刑罰で

あるとしたら、刑期を終えた者に対するさらなる刑罰となるはずであり、これが二重刑の疑いが生じることになるのである。さらに、開示の対象とするかの判定は、ほとんどが法執行当局が行うものであり、裁判所の決定による場合もあるが公開の裁判で行うわけではなく、陪審員が判断するわけでもなく、あくまで行政的な判断で行われるものが多く、適正手続に反する疑いがあるのである。

例えば、ニュージャージー州において、ある対象者は、自分の犯罪はミーガン法以前のものであり、その情報開示は、違憲であると主張した。彼は、1974年に少年への性的虐待で31年の刑を受け、さらに2年後殺人罪で20年加算された。しかし、1979年、バージニア州に引き渡され、1989年に保護観察という形で出所した。そして、1995年にランク3に評価され、全ての公立の学校、施設および近所の住民に情報を開示することが決定され、異議申し立てをして法廷にまで持ち込んだが、法廷はランク3が妥当、学校やデーケアセンターへの開示、および近所の住民への開示は妥当であると判断、州最高裁まで持ち込んだが、結局妥当という命令が出された。裁判所としても、前例のない事態であるので、かなり判断に迷ったようだが、結局、不当な処罰であるかどうかを問題とし、潜在的ではあるが現実的な危険が存在する以上、性犯罪者に対する住民の対策は、当然であり、それを行政として援助することは、「処罰」ではない、という判断を下しているのである。

結局、ミーガン法の実施にあたっては、第一に情報開示そのものは処罰ではなく、それによって個人を不当に差別することになったら、その差別を取り締まったり、罰したりすればよい。第二に、処罰的な要素があったとしても、措置自体が治癒

## 地域環境保護と個人情報（下）

的な内容があるとするれば全体としてミーガン法は擁護されるべきだとするものである。処罰には違いないがそのことが矯正性を認め、処罰性より優先されるとする。第三に、処罰的な要素があるものとしても、公開裁判や報道においても、犯罪の情報開示は事実上なされているのであり、プライバシー侵害や名誉毀損的要素があったとしても、これまでの社会慣習上許される範囲のものである。ただ、注意すべきはハイリスクの情報開示については、ほとんど限界がなく、情報開示の影響は本人にとって実に厳しいものがあるという指摘であろう。ミーガン法は基本的に社会防衛の立場から成り立っている。個人の人権が抑圧されても、それは無視されないまでも軽視されるだろう。情報開示から、個人に行動を追跡可能にするチップを埋め込むなどのやり方も考慮されていて、日本の江戸時代、犯罪者に焼き印を押して、だれからも犯罪者であることが分かる方法がとられていたが、これと同様の方法がとられるかも知れない。この場合、社会防衛的措置の結果、性的犯罪をめぐるおきるトラブルが、その措置の結果回避されるトラブルとのバランスが問題になってくると思われる。連邦のミーガン法には、手続き規定はないが、実際に情報開示する場合の手続きは、本人のヒヤリングや異議申し立て権も含め、具体的に規定されており、この点については問題が少ないと考えられる。

ミーガン法に基づく情報開示は、刑罰ではないという前提に立つことで事後法の適用と二重の刑罰禁止という、修正条項の違反はないと司法当局は現在のところ考えているようである。また、憲法の修正条項に違反すると判決した裁判所は今のところ存在しないようだ。だが、刑罰ではないに

しても行政処分である以上、適正手続に抵触する可能性があることは否定できない。結局は、行政当局は、住民には犯罪者の情報を、子供を性的犯罪者から守るためには、知る権利があると、市民の安全を優先させているといえるのである。

## おわりにかえて

これまで述べてきたように、子どもを性的犯罪から守るため、アメリカ合衆国のミーガン法およびヨーロッパ諸国における性犯罪者に関する情報公開法の制定は、既存の法制度や刑事政策のあり方を変える三つの特徴をもつといえよう。つまり、①これまでの刑事司法過程の枠組の内では捉えることのできない犯罪対策であること。すなわち、関係当局は、犯罪情報を公知することによって、地域住民みずからが、常習的な性犯罪者と関わっていかざるをえない状況におかれるという、ある意味において自活救済から自己責任へと展開していくものである。②現代民主主義国家において確立された刑事責任原則を変更したものである。すなわち、公開そのものがいわば、罰則に等しいものとなっている。③憲法上保障される個人のプライバシー概念を常識として性犯罪には認められないとするもので、いうまでもなくミーガン法は個人のプライバシーを地域住民に情報開示することを立法主旨としているなどが挙げられる。

現代民主主義国家であれば、犯罪者が刑期を終えれば法的には、他の国民と平等に扱われるのは当然である。しかしながら、未成年者や幼児に対する性的暴行を行ったものは、一生涯犯罪者の烙印を押され、地域コミュニティから非難されることが合法化されるのがミーガン法等をはじめとするヨーロッパ諸国において成立あるいは成立さ

れつつある制度である

わが国では子どもを狙った性犯罪がアメリカに比べると発生件数、深刻さとも低いことは周知のとおりである。しかしながら、子どもを狙う性犯罪者の再犯率が突出して高いのは、世界的に共通した傾向であり、ミーガン法制定のための立法過程において、米司法省が提出した資料によると、アメリカ合衆国は他の犯罪平均の10.5倍、日本・フランス・ドイツでは約4～6倍であった。ただ、性的な犯罪歴を持った者の個人情報の公開については、アメリカ合衆国とヨーロッパ諸国やわが国等とでは、プライバシー保護の考え方の相違からその扱いも異なるといわれてきている。例えば、業務的公益開示事項の概念やアメリカ合衆国では経済活動を活性化するためには、個人情報保護との比較衡量においてある程度緩和しても仕方ないといった文化思考も影響し、性犯罪の個人情報開示の流れを生み出したとの指摘もなされている。

註16

本稿(上)の3アメリカにおける刑事情報公開でも見てきたように、性犯罪者であり再犯の可能性のある者の個人情報を地域住民に公開することは、危険とみなされる性犯罪者が当該地域に住んでいることを警告するためのものであり、ミーガン法が安全を保障している訳ではない。また当然のごとく、地域住民がその性犯罪者に危害等の迫害を加えてもよいというものではない。しかし、ミーガン法は、当初から協力しあえない人間の発見、自覚を目的としている。極端な例としてサラ法を実施したイギリスにおいて、小児性愛者の住む家に住民が放火し、中にいた子どもが焼死した事件があった。このような事例の他、家族を含めて地域住民から嫌がらせを受けたり、住むための家が

借りられなく居住できない者もいる。法が制定目的とする以上の過激な情報開示はともかくも法に従った情報開示であっても住民の嫌がらせが生じる。このような観点からも情報開示の難しさがあるといえる。ミーガン法を支持する人々の中には、性犯罪者には人権を認めないという人も少なくない。

いうまでもなく、ヨーロッパ諸国における性的犯罪歴を持つ者の個人情報公開への動向は、欧州統合により人の移動が激しくなってきた結果、居住環境の変化が生じたことが背景にあるといわれてきている。また、イギリスにおいては、日曜紙ニュース・オブ・ワールドが少女強姦殺人事件を機に小児性愛者の写真や住所等が明記されたリストを公表したところ、性犯罪者は地下に潜る、事実上、社会復帰の可能性が完全に絶たれる、刑罰を司法過程以外で決定すべきでない、いかなる理由があろうと自活救済を認めるべきでないなどの意見があいついで挙げられたことはみてきたとおりである。

ところで、関係当局の発表による日本の治安情勢は、2002年の刑法犯の認知件数285万件を超え<sup>註17</sup>、検挙率も20%程度と低迷し、犯罪の発生に検挙が追いつかない状況下であり、地域社会の犯罪抑止機能も低下しつつあるといわれてきている。こうした状況のもと、わが国においても地域住民からいわゆる“ミーガン法”の立法が叫ばれるようになるかも知れない。アメリカ合衆国をはじめとするヨーロッパ諸国の実践および問題の検討は、そうした点からも多に意義あるものと思われる。

犯罪の被害を受けるのは、もはや他人ごとではなく、自らの安全は自ら守るという自衛意識が高まり、この考えを地域に広げ、安全なまちづくり

## 地域環境保護と個人情報（下）

に発展させていこうとする運動もみられる昨今、性的犯罪者で有罪歴があり、再犯の可能性のある者の実名を地域社会に公表することの是非はやはり、なお難しい問題であるといえる。アメリカ合衆国において1996年、ニュージャージー州に住む7歳の少女、ミーガンちゃんが向かいにの家に住んでいた、元性犯罪者に殺害されたことを契機として、元受刑者の居所等を地域コミュニティーに公開するという『ミーガン法』制定の経緯は、私たちは今、改めて地域の安全を考えるための機会を与えられたものと、受け止めなければならない。性犯罪者の個人情報開示の可否、ミーガン法の日本への導入の是非<sup>注18</sup>、性犯罪者から地域を守るための他の代替的方法など、まだまだ課題は残されている。そして、何よりも性犯罪者の効果的な矯正、すなわち、再犯の防止のための方法の検討こそ重要な課題であるといわなければならない。

注1 2000年12月13日付 UK Today参照。

注2 ニュース・オブ・ワールドの発行部数約3583部で一般紙を含め国内で最大。

注3 本稿でとりあげてきた「ミーガン法」なる用法は狭義においては、1994年、ニュージャージー州で制定された州法を指し、広義では1996年に成立した連邦法をいう。なお、前身として、Violent Crime Control & Law Enforcement Act of 1994がある。

注4 米連邦最高裁判所は、2003年3月5日、「「ミーガン法」を合憲とする判決を出した。この裁判はアラスカ州において釈放後の性犯罪者の写真と住所、勤務先、所有する自家用車の車種などを州のホームページ上で公示した。判決は6対3の多数決により「公示は元受刑者に不

利な影響を及ぼすかも知れないが、ミーガン法は元受刑者を侮辱することではなく、公衆の安全確保のために知らせることを意図している」とし、少数意見は「元受刑者は公示後、職や家族を失っている。受刑後に罰することは間違っている」とした。ミーガン法は現在、35州で施行されている。USA TODAY. Wednesday, March 5

注5 Scott Matson. "Megan's Law A Review of State and Federal Legislation" 1997.

注6 <http://www.mainichi.co.jp/news/selection/archive/200008/03/0803e-301.html>

注7 2000年8月26日付読売新聞朝刊6面(国際参照)。

注8 <http://telecom21.nikkeidb.or.jp/Cb/au/papers/cgi-bin/T21-FTbody3/papers/uniho> 参照。

注9 ニュージャージー州のミーガン法の内容の詳細については、太田和敬「ミーガン法の研究」『人間科学研究』文教大学第21号 1999年がある。

注10 ミーガン・カンカ事件の加害者テイメンデュカスには死刑判決が下された。ニュージャージー州は、死刑をもつが、長い間、その執行が行われていない。いわゆる死刑執行停止州である。

注11 'Case Driving 'Meban's Law' Results in Murder Conviction Jury to Decide' Washington Post 1997.

注12 Michele L. Earl-Hubbard "The Child Sex Offender Registration Laws: The Punishment, Liberty Deprivation, and Unintended Results Associated with the

Scarlet Letter Laws of the 1990s”“Northwestern University Law Review” vo190. No2 1996

注13 太田和敬「ミーガン法の研究」によるとアーカンサス市では、ホームページARKANSAS COMMUNITY NOTIFICATIONSに当初、氏名、危険度、住所、身長、体重、生年月日、犯罪内容、地域への報告日時、写真が掲載されているか、現在写真は削除されているという。

注14 ロサンゼルス市では州法により、ネット上で実名は公表しないか、住民はもよりの警察署にいけば前歴者の顔写真、実名、犯行内容を知ることができる。

注15 太田和敬「ミーガン法の研究」文教大学第21号 40頁参照

注16 <http://www.asahi-net.or.jp/~LG9H-TKG/news990121.htm>

注17 平成14年版「犯罪白書」参照

注18 同様の法律は2001年8月韓国でも施行されている。



## ABSTRACT

# A Study of Disclosure of Criminal Information on Comunity

Toyokazu KAKUSHO

In May 1996, Megan, the seven years old girl who lived in N J, was killed by an ex-sex offender who lived in the house opposite her. This incident helped establish "Megan's law ", which opened a convict's address to the local community. The law is now in foroughout America as well as in Canada and Europe.

Megan's Law reguires convicted sex offenders to register with local enforcement authorities, and establishes a notification process to provide information about offenders to the public.

In this paper, examine the establishment of Megan's Law, I comment on the propriety of making personal information public. Criminal information aids the maintenance of public order and the safety of the local community.